

八田達夫編著『[待機児童対策——保育の充実と女性活躍の両立のために](#)』

## 「第 8 章 今後とるべき待機児童対策」のウェブ補論

発行所：日本評論社

ISBN：978-4-535-55943-1

四六判、256 ページ

本体価格：2,200 円（税込 2,376 円）

発刊年月：2019 年 5 月

### Contents

[補論 1 中・高所得者への保育補助の他の論拠](#)

[補論 2 政治的な抵抗](#)

### 補論 1 中・高所得者への保育補助の他の論拠

中・高所得者への保育補助の論拠として、本書第 8 章 (216-217 ページ) のように「逆選択」を挙げるのは稀である<sup>1</sup>。通常は、以下の 2 つが挙げられることが多い。仮に、以下の論拠のいずれかが正しければ、中・高所得者の家庭保育にも公的補助をしなければならなくなる。しかし、これら 2 つのいずれも、保育補助の論拠としては成り立たないことを、この補論 1 で説明しよう。

#### (1) 人口成長による生産性の向上を図るため

人口減少が日本全体の「競争力を弱めることは必至である」から、国は出生率向上を目指すべきであり、そのために保育への補助をすべきだという説は幅広く聞かれる<sup>2</sup>。

しかし、経済協力開発機構 (OECD) 加盟国の過去 40 年間のデータによれば、1 人当

---

<sup>1</sup> 例外は、八田 (2008、第 8 章) 参照。

<sup>2</sup> たとえば、まち・ひと・しごと創生本部 (2018、3 ページ) や毎日新聞 (2019) を参照。

たり国内総生産（GDP）成長率と人口成長率とは無関係である<sup>3</sup>。人口の伸びを高めれば、生産性の伸び率が高まるわけではない。したがって、生産性向上のために政府が市場に介入して出生率を高める必要はない。

## (2) 賦課方式の年金のもとでの財政負担軽減のため

従来の日本の年金制度は、高齢者の年金支給をそのときの勤労世代が支払う保険料によってまかなう、いわゆる「賦課方式」をとってきた。この制度のもとでは、勤労世代の人口と退職世代の需要の比が変動するたびに勤労世代の負担が変動する。そのため、これからしばらく続く人口減少のもとでは、若者の負担が非常に大きくなる。この負担を防ぐために、「勤労世代の人口減を食い止めるために人口増を図るべきであり、そのために保育所を公的に補助すべきである」という主張が度々なされる。

その場合には、補助の目的は「女性の労働促進」ではなく、「出生率の増加」である。したがって補助は、出生率の向上そのものをもたらしものでなければならない。当然、家庭保育もその対象になるし、中学・高校・大学等への進学費用に対する負担も対象になるということになる。

一方、もし年金制度が「積立方式」であったならば、各世代間に公的年金を通じた所得移転の問題は発生しない。人口が減少しても、勤労世代の負担が増えるということはない。

賦課方式をいったん始めた後に積立方式に変えていくことは、時間をかければ可能である。今後の支払う保険料を自分自身の給付の積立原資の部分と、過去の過剰支払分の償還部分とに分け、後者を、今後数世代が均等な支払負担をすれば済むのである（八田・小口、1999）。現在の「100年安心プラン」は、基本的にこの方針に沿ったものである。すなわち、定められた各世代で均等な保険料率の下で定められた保険料率を前提に、100年間で過去の過剰支払い分を償還できるように、シミュレーションモデルによって各世代間で均等な給付率を算出する。ただしそのシミュレーションの前提になっている出生率や利子率などが変化した場合には、再計算を行って、新しい年金の給付額に改定する。これまでマクロ経済スライドが、例外規定のために元来の趣旨通りに設計されていなかったなどの問題があったが、この制度の根幹を維持すれば、すでにわが国の制度は賦課方式から基本的に卒業しつつあるのであり、年金財政を維持するために人口を増やさなければならない理由はない。現在の年金制度に残る欠陥があるとすれば、賦課方式から脱却する方向で改革を行うべきであり、出生率引き上げを目指すべきではない。賦課方

---

<sup>3</sup> 八田（2018、7ページ）参照。

式のままである限り、コントロール不可能な人口成長率に、各世代の負担を依存させざるをえないからである。

## 参考文献

まち・ひと・しごと創生本部 (2018) 「[まち・ひと・しごと創生総合戦略 \(2018 改訂版\)](#)」  
内閣府。

八田達夫・小口登良 (1999) 『年金改革論—積立方式へ移行せよ』 日本経済新聞社。

八田達夫 (2008) 『ミクロ経済学 I』 東洋経済新報社。

八田達夫・NIRA 総合研究開発機構編 (2018) 『地方創生のための構造改革—独自の優位性を生かす戦略を』 時事通信出版局。

毎日新聞 (2019) 「社説 次の扉へ 人口減少と日本社会 2040 年代への準備は万全か」  
2019 年 1 月 14 日付朝刊。

## 補論 2 政治的な抵抗

制度改革の障害は、既存利益集団による政治的抵抗である。特に社会福祉法人の団体は、保育サービス産業への新規参入に否定的である。

社会福祉法人には、政治的に強い応援団がいる。実際、自治体公務員は、社会福祉法人やその関連団体に天下りしているから<sup>4</sup>、官民一体の岩盤を築いている。さらに公立認可保育所の労働組合も、認可保育所制度の政治集団を形成している。このように、現行の認可保育所体制を守る利害関係者は、社会福祉法人・公務員・労働組合の「鉄の三角形」を形成している<sup>5</sup>。

この鉄の三角形は、社会福祉法人を不利にする改革に対しては抵抗する。そのため、「保育の質を守る」という建前を掲げて、認可保育所の基準を死守すべきだとする政治的な圧力をかけてきた<sup>6</sup>。これは、「認可保育所以外は、正当な保育施設に値しない」というに等しい。

この観点からは、無認可保育施設に対しては、国による補助や情報公開の義務づけは不要だということになる。しかし実際には、高い評価を得ている無認可保育所は少なくないから、この建前は破綻している。しかし政治的にはそれにかまわず、「認可保育所の基準を死守すべし。無認可保育所以外は、正当な保育施設ではない」という建前のもとで、保育政策や制度を構築してきた。

本書第 8 章 3 節 (218-223 ページ) で説明した改革の推進力としての、情報公開とバウチャー導入の組合せに対しては、社会福祉法人は政治的に強く抵抗してきた。

まず、バウチャーの導入は認可保育所の保育料引き上げを伴うが、これは、認可保育所への需要を減らして、無認可保育所への需要を増やす。そのため認可保育所を営む社会福祉法人の利益に反する。

---

<sup>4</sup> たとえば朝日新聞 (2014) を参照。

<sup>5</sup> たとえば、鈴木 (2018、61-62 ページ) や大村 (2017) を参照。また、週刊ダイヤモンド (2010) は、次のように指摘している。

「社会福祉法人の運営する保育園が中心となって設立した団体に日本保育協会、全国私立保育連盟、全国保育協議会などがある。こうした団体は政治力を駆使して、新規参入を断固拒否してきた。

特に日本保育協会は歴史的に自民党の橋本派と強く結び付き、地方、中央と政治力を発揮してきた。2009 年夏の衆議院選挙でも、園長会で堂々と『自民党に投票しよう』と訴える日本保育協会の地方支部もあった。

また、ある保育団体は、厚生労働省の部会で株式会社参入を擁護する発言をする委員をはずすように、政治家に依頼したこともある。」

<sup>6</sup> この状況は、たとえば鈴木 (2018、43-46、71-74 ページ、および第 3 章) を参照。

さらに、社会福祉法人は無認可保育所の情報公開にも消極的である。まず、無認可保育所の質の開示は、質の高い無認可保育所を有利にするからという側面がある。しかしそれだけではない。認可保育所の質の開示は、認可保育所間の競争を促進してしまうという側面があるためでもある。

真に高い質の保育所を多くの児童に提供するためには、無認可保育所無視の建前は変えなければならない。その第一歩として、保育政策の形成過程で、社会福祉法人以外の民間保育施設（新規参入者である株式会社や NPO 法人等）の意見をより重視すべきである。また、それらの施設を利用した親の意見も反映されるべきである。

さらには、社会福祉法人が家族・親族に相続されるという、本書序章の 1-3 項（10-12 ページ）で述べた現在の仕組みは改革されるべきである。さらに、現在の社会福祉法人に一定の補償をした上で、NPO 法人や株式会社などに転換することも考えるべきだろう。

## 参考文献

朝日新聞（2014）「社福法人に天下り 239 昨年度、都府県・指定市幹部ら」『朝日新聞』

2014 年 9 月 15 日付

大村大次郎（2017）「[待機児童の裏に隠された、『巨大な保育利権』の深い闇](#)」2017 年 3 月 21 日。

週刊ダイヤモンド（2010）「保育園業界のムダと闇（特集 増えぬ新規参入減らぬ待機児童保育園問題の不合理的）」『週刊ダイヤモンド』2010 年 2 月 6 日号、141-144 ページ。

鈴木亘（2018）『経済学者、待機児童ゼロに挑む』新潮社。